

新興感染症の発生・まん延時における医療提供に係る 事前調査記入要領

1 経緯(調査の目的等)

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)が一部改正され、新興感染症の発生・まん延時における病床や外来診療などの医療提供について、都道府県は平時から医療機関と協定を締結することとされました。(令和6年4月1日施行)
- 協定の対象となる医療提供は、①病床確保、②外来診療、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣です。
- このうち、病院が行う①病床確保に係る協定については、令和5年度中に県内の全病院と締結する方針であり、別途調整を進めているところです。
- その他の医療(診療所が行う①及び②～⑤)に係る協定については、この事前調査により、県内の医療機関の意向を調査し、協定締結の意向のある医療機関から順次協議を行い、合意に至ったタイミングで個々に協定を締結していき令和6年9月末までに完了したいと考えています。
- また、この事前調査結果は、令和5年度中に一部見直しをする青森県感染症予防計画に記載する数値目標の参考とする予定です。
- つきましては、貴医療機関の医療提供に係る協定締結の意向及びその内容について、別紙調査票により御回答くださるようお願い申し上げます。

2 前提となる考え方(国の考え方)

- 新興感染症については、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。)及び新感染症を基本とします。
- 次の新興感染症への対応については、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずはその最大規模の体制を目指すとされていることから、今回の協定締結に当たっては、(5類に位置づけられる前の)新型コロナウイルス感染症と同様の病原性、感染力であることが前提とお考えください。
- なお、新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが、締結した協定の前提・内容(事前の想定)とは大きく異なる事態の場合は、国においてその判断を行い、機動的に対応するものとします。

3 回答いただく調査票

医療機関の種別	調査票	調査項目
病院	A	②外来診療、③自宅療養者等への医療提供、④後方支援、⑤人材派遣
診療所(有床)	B	①病床確保、②外来診療、③自宅療養者等への医療提供、④後方支援、⑤人材派遣
診療所(無床)	C	②外来診療、③自宅療養者等への医療提供、⑤人材派遣
薬局	D	③自宅療養者等への医療提供
訪問看護事業所	E	③自宅療養者等への医療提供

- ・調査票は医療機関の種別で分かれています。
- ・訪問看護事業所を実施している病院及び診療所は、調査票 A・B・C いずれかと併せて、訪問看護事業所の調査票 E にも御回答くださるようお願いいたします。

4 各医療措置の概要(提供する医療の内容)

種類	対象	概要(国の考え方)
① 病床確保	病院 診療所(有床)	・新興感染症の患者の入院受入れ
②外来診療	病院 診療所(有床) 診療所(無床)	・発熱患者等の診療 (かかりつけ患者のみを対象とすることも可) ・検体の採取 ・自院での検査(核酸検出検査)の実施
③自宅療養者等への医療の提供	病院 診療所(有床) 診療所(無床) 薬局 訪問看護事業所	・電話、オンライン診療 ・往診 ・高齢者施設等への医療支援 ・健康観察
④後方支援	病院 診療所(有床)	・病床確保の協定を締結している医療機関に代わって感染症患者以外の患者を受入れ (特に流行初期において、病床確保の協定を締結している病院が、即応病床化するために感染症患者以外の患者を転院させる必要がある場合の受入れ) ・感染症から回復後(療養期間終了後)、引き続き入院が必要な患者の転院受入れ

⑤人材派遣	病院 診療所(有床) 診療所(無床)	<p>(1)感染症医療担当従事者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者の派遣 <p>(例えば、感染症患者の入院や外来診療を行う医療機関のひっ迫解消のために、都道府県知事の要請に応じて医療従事者を派遣し、感染症患者に対する医療を行う等)</p> <p>(2)感染症予防等業務対応関係者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制確保に関する業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者の派遣 <p>(例えば、特定の医療機関や高齢者施設等で大規模クラスターが発生した場合に、都道府県知事の要請に応じて、感染症に一定の知見のある医療関係者を派遣し、感染制御・業務継続支援を行う等)</p> <p>(3)DMAT の派遣</p> <p>対象:DMAT 指定医療機関(県内 10 か所)</p> <p>青森県立中央病院、青森市民病院、弘前総合医療センター、弘前大学医学部附属病院、黒石病院、八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、つがる総合病院、十和田市立中央病院、むつ総合病院</p> <p>(4)DPAT の派遣</p> <p>対象:青森県 DPAT 登録機関(県内 8 か所)</p> <p>つくしが丘病院、芙蓉会病院、生協さくら病院、弘前愛成会病院、藤代健生病院、弘前大学医学部附属病院、青南病院、松平病院</p>
-------	--------------------------	--

※DMAT 及び DPAT の派遣については、改正感染症法第 36 条の 3 第 1 項に基づく医療措置協定と、改正医療法第 30 条の 12 の 6 第 1 項に基づく協定の両者について、締結することが想定されています。

※本調査における DMAT 及び DPAT の派遣の見込数については、⑤の(1)又は(2)に記載した人数のうち、改正医療法に規定する「災害・感染症医療業務従事者」として登録された者の人数を記載してください。(内数として記載)

5 第一種・第二種協定指定医療機関について(国の考え方)

- ・病床確保に係る医療措置協定を締結した場合、併せて感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき「第一種協定指定医療機関」の指定をすることとなります。
- ・外来診療に係る医療措置協定を締結した場合、併せて感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき「第二種協定指定医療機関」の指定をすることとなります。
- ・自宅療養者等への医療提供に係る医療措置協定を締結した場合、併せて感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき「第二種協定指定医療機関」の指定をすることとなります。

・新興感染症の発生・まん延時に、第一種協定指定医療機関が実施する入院医療及び第二種協定指定医療機関が実施する外来医療・在宅医療は、公費負担医療の対象となります。

・それぞれの指定基準は、下表のとおりです。

指定の種類	医療措置	指定基準等
第一種協定 指定医療機関	①病床確保	<ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること ・患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること
第二種協定 指定医療機関	②外来診療	<ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること ・受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること
	③自宅療養者等への医療提供	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること
		<p>【病院・診療所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること
		<p>【薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応(調剤・医薬品等交付・服薬指導等)を行う体制が整っていると認められること

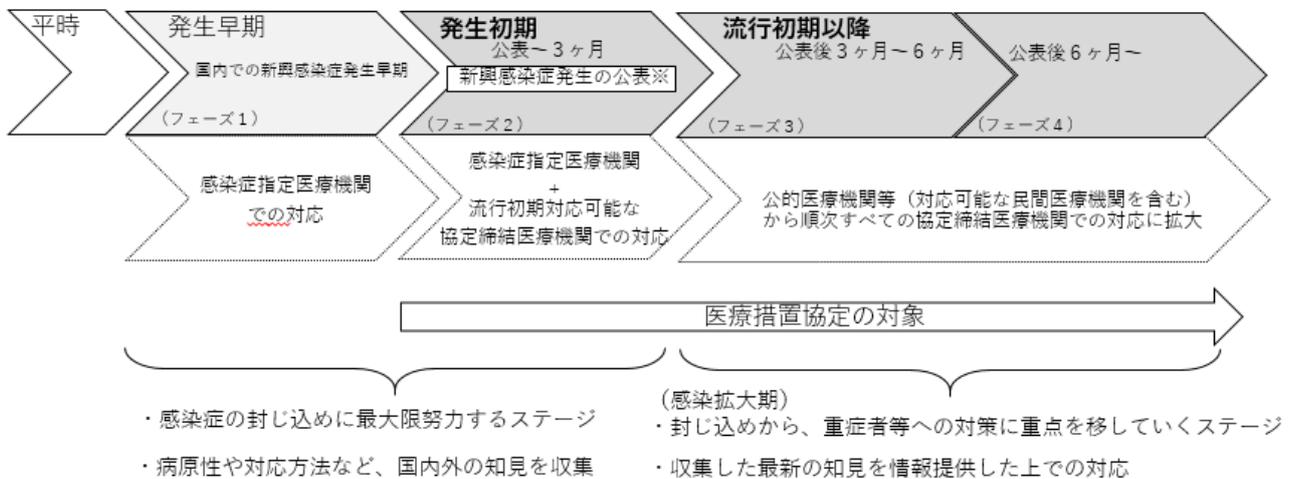
		<p>【訪問看護事業所】</p> <p>※訪問看護事業所は、感染症法施行令第1条の3で病院・診療所に準ずるものとして規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること
--	--	--

6 医療措置協定に係る対応の時期の考え方(国の考え方)

- ・ 流行初期(3ヶ月を基本とする)は、まずは発生の公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる協定に基づく対応も含め、引き続き対応します。
- ・ また、国が、感染症指定医療機関の実際の対応に基づいた対応方法を含め、国内外の最新の知見について、都道府県及びその他医療機関に情報提供した上で、同協定を締結するその他医療機関も、各都道府県の判断を契機として、対応していきます。
- ・ 流行初期以降は、これらに加え、その他の協定締結医療機関のうち、公的医療機関等(対応可能な民間医療機関を含む。)も中心となった対応とし、その後3箇月程度(発生の公表後6箇月程度)を目途に、順次速やかに全ての協定締結医療機関での対応を目指します。

	流行初期	流行初期以降
対応の時期 (目安)	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内
提供する医療	①病床確保 ②外来診療 ④後方支援	①病床確保 ②外来診療 ③自宅療養者等への医療提供 ④後方支援 ⑤人材派遣

【参考：流行段階に応じた対応のイメージ】



※ 全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある等の新興感染症が発生した旨の厚生労働大臣による公表

7 個人防護具の備蓄について(国の考え方)

- ・次の感染症危機に適切に備えるため、都道府県が、平時に、新興感染症の対応を行う医療機関と協定を締結することが法定化され、医療機関での必要な PPE の備蓄については、協定の任意的事項として位置付けられました。
- ・国では、PPE の備蓄を協定で定めることを推奨していますが、PPE の 備蓄の実施については定めないで協定を締結することも可能です。
- ・協定締結医療機関(病院・診療所・訪問看護事業所)が PPE の備蓄の実施について協定で定める場合、備蓄量は医療機関の使用量 2 ヶ月分以上とすることを推奨しています。
- ・「使用量 2 ヶ月分」以外でも、例えば「使用量 1 ヶ月分」や「使用量 3 週間分」、「使用量 3 ヶ月分」など、医療機関(検査機関)が設定する備蓄量で協定を定めることが可能です。
- ・病院、診療所及び訪問看護事業所については、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の 5 品目すべてを備蓄する場合に協定で定めることが可能です。
- ・薬局については、協定で定める場合の対象品目は任意となります。

対象品目	サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病院	○	○	○	○	○
診療所	○	○	○	○	○
薬局	△	△	△	△	△
訪問看護事業所	○	○	○	○	○

○:協定で定める場合は必須 △:任意

- ・使用量 2 ヶ月分を定める場合、貴医療機関のこれまでの新型コロナウイルス感染症対応での平均的な使用量で 2 ヶ月分を設定してください。

〔 ※令和 3 年や令和 4 年を通じた平均的な使用量で 2 ヶ月分を設定
 ※貴医療機関の新興感染症診療部門以外での使用量も含む 〕

- ・協定締結による PPE の備蓄は、平時において、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する、回転型での運営が推奨されます。

8 調査票の回答方法等

(1) 青森県電子申請・届出システムによる回答

- ・回答は、以下の URL (または QR コード) から、青森県電子申請・届出システムにアクセスし、入力してください。

調査票	医療機関	URL	QR コード
A	病院	https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10748	
B	診療所 (有床)	https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10742	
C	診療所 (無床)	https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10708	
D	薬局	https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10734	
E	訪問看護事業所	https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10733	

(2) 回答期限

令和5年9月30日(土)17:00まで

(3) 問合せ先

青森県保健衛生課感染症対策グループ

担当: 間山、山中、中村

電話: 017-734-9141

メール: hoken@pref.aomori.lg.jp

- ・可能な限り、お問い合わせはメールでくださるよう御協力をお願いします。
- ・メールによるお問い合わせの際は、件名を「【質問】事前調査関係(医療機関名称)」としてください。また、質問内容を電話で確認させていただく場合がありますので、必ず担当者のお名前と電話番号を記載してください。
- ・電話によるお問い合わせは、月～金(祝日を除く)8:30～17:15にお願いします。

9 調査票の入力方法(主な留意事項)

- ・別添の各記載例を参照してください。